

みんなの川崎祭交通規制に伴う一般交通影響解析業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

本特記仕様書は、川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会（以下「委託者」という。）が受託者に委託する「みんなの川崎祭交通規制に伴う一般交通影響解析業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和 6 年 7 月 31 日までとする。

3 業務目的

川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会では、市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェアにおいて、道路や公園などの公共空間を活用し、川崎で活躍している方々を中心にさまざまな主体が連携することにより、面による賑わい創出の取組やみどりを身近に感じてもらえる仕掛け等を実施することで、川崎の魅力を広く発信することで魅力向上を図り、市民のシビックプライドの向上やみどりのまちづくりの機運醸成を図るとともに、将来的な公共空間の効果的かつ持続的な活用を目指している。

令和 5 年度に、川崎駅周辺の地域資源を活用した社会実験や富士見公園で開催された市民まつり、市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェアのプレ事業等が連携し、効果的な市役所通り及び周辺の公共空間を活用した社会実験イベントを実施した。

令和 6 年度は、令和 5 年度の取組を踏まえながら、緑化フェア会場の富士見公園までの動線である市役所通りを活用し、みどりを感じながら歩いて楽しめる空間を創出するとともに、市民まつり等の周辺イベントと連携しながら賑わい創出のイベントを実施する。

本業務は、市制 100 周年記念事業「みんなの川崎祭」の実施に伴い、道路への影響把握のための交差点解析等を行うものである。

4 作業計画書

受託者は、契約締結後速やかに委託者と十分な打合せを行い、本特記仕様書に指定された提出書類一式並びに作業計画書を提出し、委託者に承認を得なければならない。

5 貸与資料

委託者は、本業務の実施にあたり、必要な関係資料を貸与する。

貸与する資料については、受託者による借用書にて明確にし、紛失等の事故が起きないようにしなければならない。

受託者は、貸与された資料を、委託者の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。

また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

6 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

7 報告の義務

本業務遂行中においても、随時、受託者は委託者に進捗状況を報告するものとする。

また、工程に変更が生じた場合には、速やかに委託者に報告、変更工程表を提出し、委託者と協議しなければならない。

諸事故または第三者に与えた損害については、全て受託者の責任において解決するものとし、その経過は速やかに委託者へ報告するものとする。

8 疑義

本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者はその内容について協議するものとする。

9 秘密の保持

受託者は、本業務遂行中に知り得た情報を委託者の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

10 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

11 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.2 費用の負担

本特記仕様書に特に明記されてなくても、本業務遂行上当然必要な作業及び検査等に伴う必要な費用については含まれているものとする。

1.3 業務の変更

関係機関等との協議調整などにより、業務内容に変更や増減が生じた場合、委託者と受託者の協議により、設計変更等の対応とする。

1.4 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了にあたっては委託者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

着手時

(1) 委託業務着手届	1部
(2) 工程表	1部
(3) 委託業務代理人・技術者届	1部
(4) 技術者経歴書	1部
(5) 組織表	1部

完了時

(1) 委託業務完了届	1部
(2) 引渡書	1部
(3) 請求書	1部

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度委託者の承認を受けなければならない。

1.5 業務内容

(1) 計画準備 【1業務】

受託者は、業務の着手に際し、業務の目的と主旨を十分に理解したうえで、契約図書、設計書、特記仕様書、貸与資料及び指示事項を確認し、業務の実施方針、業務実施体制、業務工程等を検討、整理し、業務計画書を立案、作成し委託者に提出する。

(2) 現地踏査 【1 業務】

現地踏査は、別図の範囲に基づき行うものとし、詳細は監督員と協議の上決定するものとする。

(3) 交差点解析等 【10 箇所】

本市が提供する交通量調査結果を基に、各交差点についての現状の交差点解析（混雑度・需要率計算など）を行うものとする。

また、同様に、交通規制時の各交差点の交通量を算出するとともに、交通規制時の交差点解析（混雑度・需要率計算など）を行うものとする。

また、交通規制時の交差点解析結果を踏まえたうえで、最適な交通規制範囲及び迂回路の選定について提示するものとし、以上の作業を6月中旬までに行うものとする。

(4) 打合せ

打合せは業務着手時、中間（3回）、成果品納入時とし、業務着手時及び成果品納入時には現場代理人が立ち会うものとする。

なお、協議内容は打合せ記録簿に残し、相互確認を行うものとする。

また、完成時に全てを収録し提出すること。

1.6 成果品

- (1) 作成資料（電子媒体共） 1 式

1.7 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に委託者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品審査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵や誤りが発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.8 成果品の帰属

本業務で得られた成果品は全て委託者の所有とし、受託者は、委託者の許可なしに他に公表、貸与、使用をしてはならない。

1.9 引き渡し

本業務の審査に合格後、本特記仕様書に指定された提出書類一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって、業務完了とする。

20 代金の支払い

支払いは完了検査合格後、請求に基づき行う。

21 委託業務実績データ作成・登録

契約金額100万円（税込）以上の業務を受注した受注者は、その業務内容を「建設実績情報（業務）」として登録申請を行わなければならない。

受注者は、契約時又は完了時及び変更・訂正時に業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認（署名、押印及び電子メールアドレスの記入）を受けた後に、財団法人日本建設情報総合センターに登録すること。また、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後15日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、完了後15日以内とする。
- (3) 業務履行中に受注登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から15日以内に変更データを提出しなければならない。なお変更時と完成時の間が15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。